**浄化槽・し尿くみ取り便槽の最終清掃状況チェックシート**

家屋解体もしくは浄化槽の入れ替え、公共下水道への切替えに伴い、使用していた浄化槽等（以下、単独浄化槽及びし尿くみ取り便槽を含む）を廃止した場合は、浄化槽等の汚泥等の引き抜き後消毒を行う「最終清掃」を実施する必要があります。

　本件は、浄化槽等の廃止の際に必要な「最終清掃」に関するチェック項目です。解体作業を伴う場合、特定建設作業開始日までに窓口に直接持ち込み、メールもしくはＦＡＸのいずれかで瀬戸市環境課までご提出下さい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 浄 化 槽 等 所 有 者  （法人の場合は、  所在地・名称及び  代表者氏名） | 住　所 | | |
| 氏　名 | | |
| 電話番号 | | |
| 解体場所 |  | | |
| 届出者名 |  | | |
| 担当者名 |  | 連絡先 | （　　　　） |

１　解体場所に浄化槽・くみ取り便槽はあるか。　□　はい　　□　いいえ（以降の記入不要）

２　当該工事に伴い、浄化槽・くみ取り便槽の廃止を行うか。　□　はい　　□　いいえ（以降の記入不要）

３　浄化槽等の種類は何か。

* 単独浄化槽（し尿のみ）　　□　合併浄化槽（し尿及び雑排水）　□　くみ取り便槽

４　浄化槽等の「最終清掃」はいつ行ったか。　　　　　　年　　　　　月　　　　　日

５　浄化槽等の「最終清掃」はどちらの業者に依頼したか。

　　□　株式会社アイチ衛生　　□　株式会社尾東　　□　有限会社品野衛生社

６　浄化槽等の「最終清掃」後の処置はどのようであるか。

　　□　切替（□　下水道　　□　合併浄化槽）

　　□　撤去

　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

備考

１　浄化槽の清掃は、瀬戸市の許可を受けた次の３業者のいずれかで実施してください。

　（工事業者様へ：これまでの清掃業者については設備所有者にご確認ください。）

　株式会社アイチ衛生　　瀬戸市幡野町２番地　　　　（0561-82-4040）

　株式会社尾東　　　　　瀬戸市川北町１丁目９７番地（0561-82-2200）

　有限会社品野衛生社　　瀬戸市品野町８丁目７５番地（0561-41-0121）

２　し尿くみ取り便槽の清掃は、上記３業者が行いますが、該当地のし尿くみ取り業者（市環境課ごみ減量係：0561-88-2674にてご確認ください。）により実施してください。また廃止した際はその旨を市環境課ごみ減量係にお電話又は窓口にて直接ご連絡ください。

３　浄化槽の使用を廃止した場合、設備所有者は３０日以内に別途「浄化槽使用廃止届出書」を尾張県民事務所環境保全課（名古屋市中区三の丸二丁目６番１号　電話番号052-961-7255）にご提出ください。

４　ご提出先　瀬戸市役所　環境課　環境保全係

メールアドレス：[khozen@city.seto.lg.jp](mailto:khozen@city.seto.lg.jp)　　ＦＡＸ番号：0561-88-2664